

令和7年度

兵庫県立阪神昆陽高等学校入学者募集要項

【Ⅱ期試験B】

問い合わせ先

兵庫県立阪神昆陽高等学校

〒664-0027 兵庫県伊丹市池尻7丁目108番地 TEL 072-773-5145 FAX 072-773-5162

ホームページ <http://www.hyogo-c.ed.jp/~hanshinkoya-sn/index.html>

I スクール・ポリシー（三つの方針）

○グラデュエーション・ポリシー（育成をめざす資質・能力に関する方針）

- ① 自ら判断し、行動することのできる社会性を持った生徒を育てます。
- ② 失敗を恐れず、何事にも自分のペースでチャレンジする生徒を育てます。
- ③ 他者とのコミュニケーションを大切にするとともに、生徒にレジリエンスの能力を育みます。
- ④ 自らの進路や自己実現に向けて、主体的に取り組むことのできる態度を育みます。

○カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成及び実施に関する方針）

- ① 少人数制による義務教育段階の内容を含めた基礎・基本の学びを行います。
- ② 交流及び共同学習などを通じて、ノーマライゼーションの学びを行います。
- ③ 学校設定科目等を通して主体的に学ぶことにより、より高い目標に向かう学びを行います。
- ④ 生徒の心に寄り添うとともに、状況に応じて毅然とした生徒指導に取り組みます。

○アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

- ① 学校生活を大切にし、自分のペースで前向きに努力しようとする生徒を募集します。
- ② 互いを尊重し、向上しようとする生徒を募集します。
- ③ なりたい自分を想像し、そのなりたい自分に向かって努力できる生徒を募集します。

II 学校の特徴

- 1 昼夜開講の多部制単位制高等学校。1部、2部、3部(夜間)で、それぞれ1日4時間の授業を開講します。
- 2 本校の履修規定を満たした場合は他部の授業も1日最大2時間受講でき、3年間での卒業も可能です。
- 3 併設の阪神昆陽特別支援学校の生徒との交流及び共同学習を行います。

III 入学者選抜

1 募集定員等

- (1) 単位制による課程（多部制） 普通科 280名
 - (2) 入学者の選抜は1部、2部、3部ごとにそれぞれ行う。
 - (3) I～III期の各試験ごとに入学を許可する者の数は、右表のとおりとする。
- (注) 合格者が表の人数に満たない場合は、その不足数を以降の試験の入学を許可する者の数に加えることができる。

| 部 | 1部 | 2部 | 3部(夜間) |
|--------|------|------|--------|
| 募集定員 | 100名 | 100名 | 80名 |
| I期試験 | 60名 | 60名 | 56名 |
| II期試験A | 20名 | 20名 | 8名 |
| II期試験B | 15名 | 15名 | 12名 |
| III期試験 | 5名 | 5名 | 4名 |

2 出願資格等

- (1) 令和7年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱（以下「選抜要綱」という）第7003項による。
入学を志願することができる者は、令和7年3月に中学校を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者で、次の条件を満たす者とする。
 - ① 本県の区域内に住所を有する者又はその勤務地が本県の区域内にある者。
 - ② 本県の区域内に居住を予定している者又はその勤務地を本県の区域内に予定している者。
- (2) 出願資格の区分は、下表のとおりとする。

| 試験区分 | 出願資格の区分 |
|--------|------------------------------|
| I期試験 | 令和7年3月に中学校等を卒業見込みの者又は中学校既卒者等 |
| II期試験A | I期試験に同じ |
| II期試験B | 転・編入学希望者 |
| III期試験 | 中学校既卒者等又は転・編入学希望者 |

- (注) ① 過年度卒業者は必ず住民票記載事項証明書を提出すること。
 ② 県外居住者は入学志願承認申請書（「選抜要綱」様式15）に必要書類（転居予定を証明するもの又は勤務証明書等）を添付して願出すること。
 ※入学志願承認申請書を提出する者は、事前に必ず本校に問い合わせをすること。
 ※入学志願承認申請受付期間・時間（土曜、日曜、祝日を除く9:00～16:30 2/20(木)は12:00まで）

| 試験区分 | 持参 | 郵送（簡易書留） |
|--------|------------------------|-------------------|
| I期試験 | 1/10(金)～1/31(金)まで | 1/10(金)～1/24(金)必着 |
| II期試験A | 1/10(金)～2/20(木)12:00まで | 1/10(金)～2/14(金)必着 |
| II期試験B | (2/14(金)～2/19(水)を除く) | |

- ③ 外国の中学校等の既卒者（卒業見込み）は、卒業（見込み）を証明する書類の原本を提出すること。
- ④ 令和6年4月1日現在満20歳以上の者は、入学願書提出時における出身中学校長の証明に代えて中学校の卒業証明書を添付することができる。
- ⑤ II期試験B及びIII期試験の受検希望者は、出願前に必ず本校に問い合わせること。
- ⑥ 入学願書等の郵送を希望する場合は、返信用封筒（角形2号（24cm×33.2cm）に宛名を明記し、180円分の切手を貼付したもの）を同封の上、請求すること。
- ⑦ III期試験は令和7年8月に実施予定で、以下のような内容である。（詳細は別途発表）

| 時間 | 8:20 | 8:30～8:40 | 9:00～9:50 | 10:10～11:00 | 11:20～12:10 | 12:10～13:00 | 13:00～ |
|----|------|-----------|-----------|-------------|-------------|-------------|--------|
| 内容 | 集合 | 注意 | 国語 | 数学 | 英語 | 昼食 | 面接 |

(注) 面接は個人面接とし、一人15分程度とする。

【 Ⅱ 其月試馬兎 B 】

1 出願期間及び受付時間

出願期間は、令和7年2月25日（火）から27日（木）まで。受付時間は、11:00～19:00とする。なお、郵送の場合は、配達日指定（2月25日（火）又は2月26日（水））の簡易書留にしなければならない（封筒表面に「願書在中」と朱書すること）。また、受検票の送付用として410円分の切手（速達料金を含む。返送する受検票が多い場合は、その重量に応じた切手）を貼り、送付先を記入した返信用定形長3号封筒（12cm×23.5cm）を同封する。

2 出願手続

志願者は、必要書類及び入学考査料（兵庫県立の高等学校からの転入学希望者は不要）を、本校校長に提出しなければならない。

出願に必要な書類は次のとおりとする。

【転入学希望者】

- ① 転入学願書・受検票（本校所定用紙）
 - ② 志願理由書（本校所定用紙。保護者名は自署が必要。令和6年4月1日現在満20歳以上の者は、保護者等の署名は不要）
 - ③ 勤務（見込み）証明書（本校所定用紙。就職者又は就職内定者のみ提出）
 - ④ 転学照会
 - ⑤ 在学証明書
 - ⑥ 単位修得・成績見込み証明書（本校所定用紙。厳封のこと）
- ※ 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効）。ただし、兵庫県立の高等学校からの転入学希望者は不要。

【編入学希望者】

- ① 編入学願書・受検票（本校所定用紙）
 - ② 志願理由書（本校所定用紙。保護者名は自署が必要。令和6年4月1日現在満20歳以上の者は、保護者等の署名は不要）
 - ③ 勤務（見込み）証明書（本校所定用紙。就職者又は就職内定者のみ提出）
 - ④ 住民票記載事項証明書（「選抜要綱」様式6）
 - ⑤ 単位修得・成績証明書（本校所定用紙。厳封のこと）
- ※ 志願者は、入学考査料として950円分の兵庫県収入証紙を入学願書表面の所定の欄に貼付して出願する（消印のあるものは無効）。

3 検査日程等

| 検査日 | 時間 | 8:30 | 8:40～8:50 | 9:10～10:00 | 10:30～ |
|----------|----|------|-----------|------------|--------|
| 3月13日（木） | 内容 | 集合 | 注意 | 作文（600字程度） | 面接 |

（注）面接は個人面接とし、一人15分程度とする。

4 検査場所

兵庫県立阪神昆陽高等学校

5 持ってくる物

受検票、筆記用具（鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム）、腕時計、上履き、靴を入れる袋

6 合格者発表等

- (1) 合格者発表 3月19日（水）10:00 本校体育館東側に掲示する。当日、受検票で本人を確認の上、合格通知書等を交付する。電話等での照会には一切応じない。
- (2) 合格者説明会 3月19日（水）14:00～ 合格者は必ず保護者とともに出席すること。

7 その他

- (1) 検査当日は8時30分までに本校集合場所に集合し、本校職員の指示に従うこと。
- (2) 検査室に持ち込みできない物
下敷き、筆箱、三角定規、分度器、計算機（時刻表示付きを含む）、分度器・計算機等が付いた定規、計算機や辞書機能等が付いた時計、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等、その他受検に必要なもの。
所持していることが判明した場合、不正行為とみなすことがある。
- (3) 遅刻者については、各検査開始後10分以内の場合においては受検を認めるが、検査時間の延長は行わない。
- (4) 検査終了時まで校外に出ること及び外部と連絡をとることはできない。